

第2次 かどがわ 男女共同参画基本計画(改訂版)

平成26年度～令和5年度



令和4年2月

門川町



はじめに

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されて以来、様々な取り組みが各地で展開されてきましたが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は依然として残っており、政策方針決定への女性の参画などもなかなか進んでいないのが現状です。

そこで、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要課題となっています。また、ワーク・ライフ・バランスをはじめ、多様なライフスタイルや性のあり方が重視されており、一人ひとりの多様性が受け入れられ、すべての人が暮らしやすい社会の実現が求められています。

こうした社会情勢を踏まえ、門川町では、「男女共同参画社会」の実現を目指す取り組みを計画的に推進するための指針として平成26年度に策定された「第2次かどがわ男女共同参画基本計画」の見直しを行いました。

今後は、本計画の基本理念である「心豊かな男女共同参画社会づくり」の実現に向けて施策を展開して、男女共同参画が真に実感できるよう、町民の皆様や関係機関の方々と連携を図りながら推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたり、熱心にご審議いただき、貴重なご意見・ご提言をいただきました「門川町男女共同参画審議会」の委員の皆さまに、心から厚くお礼を申し上げます。

令和4年2月

門川町長 安田 修

目次

CONTENTS

第1章 計画策定にあたって

| | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格 | 1 |
| 3 計画の期間 | 1 |

第2章 計画策定の背景

| | |
|-------------|---|
| 1 門川町の動き | 2 |
| 2 社会経済状況の変化 | 2 |

第3章 計画の概要

| | |
|---------------|---|
| 1 基本理念 | 3 |
| 2 計画における6つの理念 | 3 |
| 3 計画の体系 | 3 |

第4章 計画の内容

基本目標 1

男女共同参画社会づくりへの意識の啓発・育成

| | |
|------------------------|---|
| 施策の展開 (1) | |
| 意識改革を促進する広報・啓発活動の充実 | 4 |
| 施策の展開 (2) | |
| 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し | 4 |
| 施策の展開 (3) | |
| 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 | 5 |

基本目標 2

男女ともに個性と能力を發揮できる社会づくり【門川町女性活躍推進計画】

| | |
|-----------------------------|---|
| 施策の展開 (4) | |
| 地域や家庭における男女共同参画の推進 | 6 |
| 施策の展開 (5) | |
| 働く環境の整備 | 7 |
| 施策の展開 (6) | |
| 子育て・介護支援の充実 | 7 |
| 施策の展開 (7) | |
| 事業の協議・方針決定の場への女性の参画促進 | 8 |
| 施策の展開 (8) | |
| ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の促進 | 8 |
| 施策の展開 (9) | |
| 防災分野における男女共同参画の推進 | 8 |

基本目標 3

男女の人権が尊重される社会の実現

| | |
|--|----|
| 施策の展開 (10) | |
| 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり【門川町 DV 防止基本計画】 | 9 |
| 施策の展開 (11) | |
| 生涯を通じた女性の健康支援 | 10 |

参考資料

- 男女共同参画社会基本法
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 門川町男女共同参画推進条例
- 門川町男女共同参画審議会要綱
- 門川町男女共同参画審議会委員名簿

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法が平成11年に公布・施行されて以来、性別にかかわらず、男女が社会の対等な構成員として、政治的・経済的・社会的な場において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりが進められてきました。

しかし、依然として社会では、意識、慣習の中に固定的性別役割分担意識※1が強く残っており、政策・方針決定の場への参画、職場における能力開発など様々な問題によって必ずしも男女の平等が保たれていない状況にあります。

また、少子高齢・人口減少社会の進行や経済低迷による雇用環境の悪化・就業構造の変化等に伴う個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域におけるつながりが希薄化するなかで、新たな課題への取り組みも必要となっています。さらに近年では、配偶者等からの暴力事件も顕在化しており、深刻な人権侵害が問題となっています。

これらのことをふまえて、町民一人ひとりが正しい意識をもって行動し、あらゆる分野で男女が生き生きとして暮らせる社会を築くための施策の指針として、門川町男女共同参画基本計画を策定します。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法の理念のもと策定します。また、この計画は、「第6次門川町長期総合計画」の関連計画であり、門川町における男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と具体的施策を示すものです。
- (2) この計画は、町民、企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- (3) この計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第3項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村計画として位置づけます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から令和5年度までの10年間としていますが、国内外の動向や社会経済情勢等の変化に応じて評価し、必要な場合は見直すこととします。

第2章 計画策定の背景

1. 門川町の動き

本町においては、「男女共同参画社会基本法」と「宮崎県男女共同参画推進条例」を受けて男女共同参画担当課（総務課）を窓口として、平成13年に「かどがわ男女共同参画基本計画」、平成26年に「第2次かどがわ男女共同参画基本計画」を策定しています。

また、令和2年には「門川町男女共同参画推進条例」を制定しました。

2. 社会経済状況の変化

少子高齢化の進展は、社会に幅広い影響を与え、長期的には労働力不足の顕在化が懸念されており、当面避けられない人口減少・少子高齢化に対応するための新たな社会システムを構築することが求められています。人口構造の変化に対応し、年齢や性別等にかかわらず一人一人が生活とのバランスをとりつつ、社会に参画できる社会の実現、経済の活性化、心豊かな社会の構築といったそれぞれの課題解決を図らなければなりません。

家庭は子育てにおける最も重要な存在ですが、家庭を構成する形態は、祖父母などとの3世代同居から親子のみの小家族化へと変化しています。核家族化の進行により、これまで家族や地域の中で受け継がれてきた子育ての知識や経験が、次代を担う子育て世代に伝わらなくなり、子育てに不安を感じる家庭の増加要因にもなっています。また地域での交流が希薄化することにより、出産や子育てなど日常生活にかかわる様々な情報交換や子ども同士を含む地域住民とのふれあいの機会が少なくなり、子育て中の家庭では、過保護や過干渉、虐待といった親子関係の問題が生じやすくなると指摘されています。

一方で近年雇用情勢の特徴として、雇用形態の多様化の進展があげられています。企業との安定的な雇用関係にある正規雇用以外に様々な形態の非正規雇用が増加し、雇用の多様化が進展しています。1990年代後半以降、景気局面に関わらず一貫して正規雇用者が減少する中で、非正規雇用は増加し続けるという動きがみられています。とりわけ若年層では、失業率が高いことに加え、雇用状態にあったとしても非正規雇用という形態が増加し、厳しい状況となっているうえに、地域雇用の状況にはばらつきがみられています。

このような中、男女がともに仕事と家庭生活や地域活動を両立し、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）※2を実現できるよう、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の概要

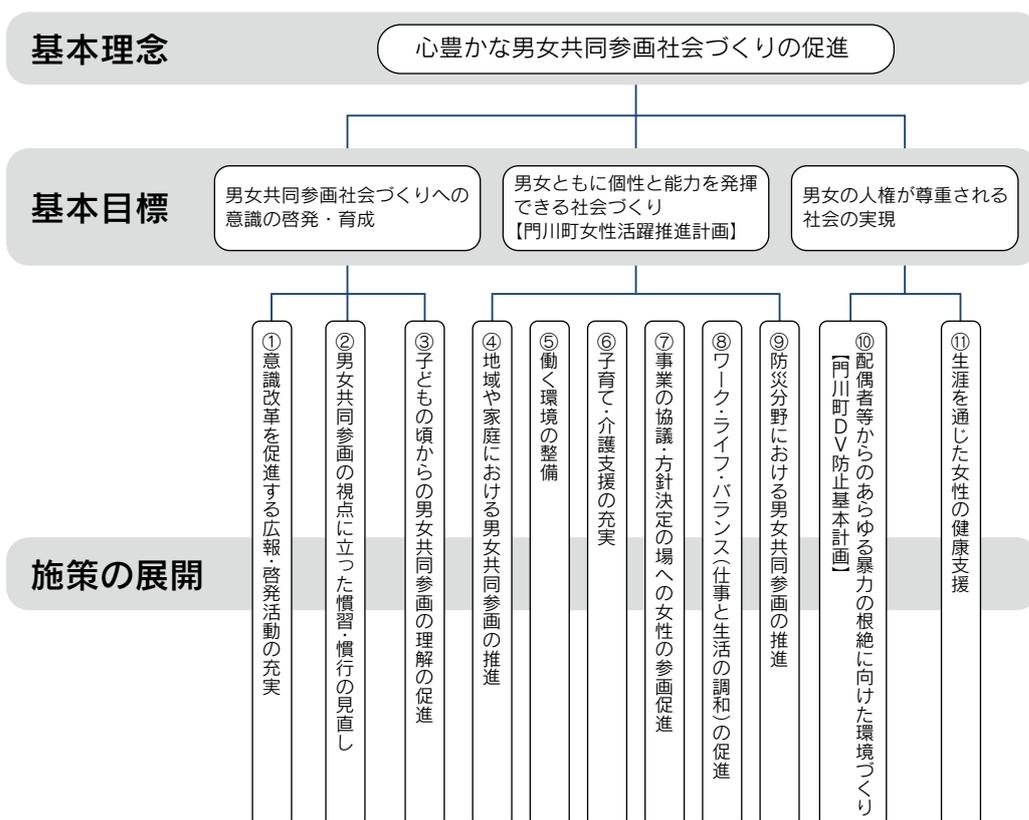
1. 基本理念

本町は、男女がお互いの人権を尊重し、理解しあい、信頼しあい、思いやりを持って安心して暮らせる社会を築く必要があります。このような考えに基づいて国・宮崎県の基本的な方針を踏まえて、本町の男女共同参画推進を図るために全町民が一体となって取り組みながら「心豊かな男女共同参画社会」の実現を目指します。

2. 計画における6つの理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③意思の形成及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤男女の生涯にわたる健康への配慮
- ⑥国際社会における動向への配慮

3. 計画の体系



第4章 計画の内容

基本目標【1】

男女共同参画社会づくりへの意識の啓発・育成

現状と課題

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備されておりますが、家庭、地域、職場での性別に基づく固定的役割分担意識は、人々の意識の中に潜在的に残っています。

今日、社会経済情勢の急激な変化や少子高齢化社会の到来に伴い人々の価値観も多様化し、男女共同参画の新たな対応が求められている中、住みよいまちづくりを推進するために、男女がお互いの人権を尊重しあいながら、身の回りに潜在する課題を解決していかなければなりません。

施策の展開（1）意識改革を促進する広報・啓発活動の充実

男女共同参画が必要であることを町民が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発を推進します。

| 具体的施策 |
|--|
| 広報かどがわ、門川町公式ホームページを通じて町民の男女共同参画意識の改革を推進する関連記事を掲載します。 |
| 「男女共同参画週間（6/23～29）」や「人権啓発強調月間（8月）」、「人権週間（12/4～10）」など様々な機会を通じて、男女共同参画や人権等に関する認識を深める広報・啓発を推進します。 |

施策の展開（2）男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

男女がその能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会になるため、家庭、職場、地域などのあらゆる場面で、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる慣習・慣行について、町民一人ひとりが気づき、見直せるように、広く呼びかけを行っていきます。

| 具体的施策 |
|--|
| 家庭・職場・地域などのあらゆる場面において、男性と女性に中立でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、子育てや仕事と生活の調和等をテーマとした出前講座やパネルの展示などの広報・啓発に取り組みます。 |
| 男女共同参画の視点に立った慣習、慣行の見直しが図られるよう、男女共同参画に関する相談体制の充実に努めます。 |

施策の展開（３）子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

男女ともに暮らしやすい男女共同参画社会を形成するためには、未来を担う子どもたちが、男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できる大人に育っていくよう長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めなければなりません。そして、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性・勤労観を持つことができるよう、総合的なキャリア教育※３を推進し、自立を促していく必要があります。さらに、様々な情報や誘惑が氾濫する現代社会の中で、子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう、性や健康に関する正しい理解を促進する必要があります。

| 具体的施策 |
|---|
| 子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、広報・啓発を促進します。 |
| 児童生徒に対する人権教育を推進するとともに、人権に関する作文、図画・ポスターを募集し、その制作を通じて豊かな人権感覚を身につけられるように啓発を行います。 |
| 児童生徒の保護者に対する男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行う等して、次代を担う子どもたちが性別にとらわれず個性と能力を発揮して健やかに育つよう、地域全体で子どもを支える体制の整備を図ります。 |
| 教職員を対象とした男女共同参画の理解を深めるための人権教育研修会を開催します。 |
| LGBT※４などに関する正しい情報の提供を行い、理解を深める教育や啓発に取り組みます。 |



↑ 毎年男女共同参画週間には、のほり旗の設置やパネル展を行います。

基本目標【2】

男女ともに個性と能力を発揮できる社会づくり【門川町女性活躍推進計画】

現状と課題

地域は町民にとって最も身近な暮らしの場であり、環境美化や防災、相互扶助等の町民が快適に暮らすための重要な役割を果たしています。近年、少子高齢化や核家族化の進行により地域への愛着や連帯意識が希薄化する中、地域活動の担い手も高齢化し、かつ減少してきています。地域社会での男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに地域に参画し、まちぐるみで地域の活性化を図ることが重要です。性別に関わらず、多様な個性と能力を持つ人材が様々な立場において活躍の場を広げることで、変化に対応できる柔軟な社会への転換が可能になります。

国や県などが実施した世論調査では、地域活動への参加状況に男女で大きな差はみられませんが、依然として政策方針決定過程への女性の参画は進んでおらず、女性の活躍の場は十分とはいえない状況です。

活力ある地域社会を築くために、地域における中心的役割を担う女性の参画を促進するとともに、地域の生活に密着した課題に対して男女共同参画の視点から取り組んでいく必要があります。また、多様なライフスタイルに合わせた働く環境の整備や、子育て・介護等の支援の拡充が必要です。

施策の展開（４）地域や家庭における男女共同参画の推進

さまざまな分野における地域活動をより一層活性化するために、女性だけでなく、働く男性や高齢男性の参画を進め、男女がともにその担い手となるよう意識の醸成に努めます。また、民間企業や農林漁業等の各種団体と連携し、自治会や町民活動団体などのリーダー育成を支援するなど、地域活動における男女共同参画の促進に取り組みます。

さらに、家庭や地域生活における様々な活動に年齢や性別、国籍や文化などの個人の特性にかかわらず、誰もが協力して取り組むことができるよう、積極的な参画の促進を図ります。

| 具体的施策 |
|---|
| 男女が協力し、地域活動の参画や家事、育児が積極的にできるように広報啓発活動を推進します。 |
| 地域の高齢者や子どもが交流できる体制づくりを推進するなど、地域で子どもを育て体制の充実を図ります。 |
| 女性の自主的グループ活動の支援を行います。 |
| 女性団体の連携への支援を行います。 |
| 男女が共同で築く家庭教育の推進を行います。 |
| 生涯学習活動や生涯スポーツを積極的に推進します。 |

施策の展開（５）働く環境の整備

男女が多様で柔軟な働き方が選択できるよう、適正な処遇や労働条件の確保が重要です。それぞれの家庭的な事情や、性別において不利益な扱いを受けることがなく、安心して継続就業ができる体制の整備や離職後の再就職へ向けた相談や支援体制の充実を図ります。

| 具体的施策 |
|---|
| 関係機関と連携して、育児・介護休業制度、短時間勤務制度などを事業所に周知を行い、仕事と家庭が両立できる環境の整備を促進します。 |
| がん検診、妊婦健診等を受けやすい職場環境づくりについて、町内事業所へ広報・啓発を行います。 |
| 雇用上の男女の均等な機会と待遇の確保を促進させるように、町内事業所へ広報・啓発を行います。 |
| 育児・介護等で長期間離職した女性や就職を希望するひとり親家庭の就職支援のための情報提供を行います。 |

施策の展開（６）子育て・介護支援の充実

共働き家庭の増加や核家族化の進行、就労形態の変化に対応した保育サービス、放課後児童クラブ等の充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めます。また、これまで参画の少なかった男性の育児・介護への積極的な参画の促進を図ります。

| 具体的施策 |
|---|
| 男性が介護・育児休業を取得できる職場環境の推進に努めるとともに、育児を楽しみ、積極的に育児に取り組む、いわゆる【イクメン】を増やすため、広報・啓発を行います。 |
| 家庭教育支援員などによる子育てについての相談事業を推進します。 |
| 子育てに不安を抱えた親へのサポートを充実させ、虐待防止に取り組めます。 |
| 子ども医療費助成事業等の充実を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 |
| 子育ての負担や不安の解消のために、ファミリー・サポート・センター事業※５の周知に努め、会員数の増加を図り、充実したサービスの提供を実施します。 |
| 子育て世帯の就労を支援するため放課後児童クラブ※６の充実ならびに保育サービスの充実に努めます。 |

施策の展開（7）事業の協議・方針決定の場への女性の参画促進

多様な考え方を生かした豊かで住みよい社会を築いていくために、町内における各種審議会委員への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。

また社会における女性の活躍の場をさらに拡大するために、指導的役割を果たす、意欲と能力のある女性リーダーを育成するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

| 具体的施策 |
|--|
| 各種審議会・協議会委員について幅広い分野から女性が登用されるよう働きかけを行います。 |
| 地域活動の運営や方針決定の場への女性の参画が進むよう、男女共同参画センター等の関係機関や町内の関係団体等と連携しながら、人材の育成や掘り起こしに努めるとともに、必要な情報提供などの支援を行います。 |

施策の展開（8）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

仕事と育児、介護等家庭の両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、育児・介護休業制度を取得しやすい条件整備や労働時間等を含む働き方の見直しなど、就業者が働き続けやすい環境の整備を進めます。

| 具体的施策 |
|---|
| ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及に向けて、各種機会を活用して町内事業所へ意識啓発を行います。 |

施策の展開（9）防災分野における男女共同参画の推進

地域防災計画等における避難所等の運営に関して、女性の人権を十分に配慮するなど、男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。また、女性リーダーを育成し、防災における政策・方針決定過程への女性の参画の推進、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

| 具体的施策 |
|------------------------------------|
| 女性消防団員の募集と女性防災士の育成を推進します。 |
| 災害避難時における女性の視点を取り入れた避難所運営方法を検討します。 |

基本目標【3】

男女の人権が尊重される社会の実現

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの男女の人権が尊重されることが何よりも重要です。心身の健康について正確な知識や情報を入手し、男女それぞれの身体的な特性について尊重しあうことが大切です。

暴力は人権を著しく侵害するもので決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力（いわゆるDV＝ドメスティック・バイオレンス※7）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント※8、ストーカー等の被害者の多くは女性です。この女性に対する暴力の背景には、女性に対する偏見や、男性と女性の不平等な力関係が存在していると考えられています。

女性に対する暴力は女性の人権に対する重大な侵害であり、その根絶は男女共同参画社会を実現するために必ず達成しなければならない重要課題です。また、「デートDV」と呼ばれる交際相手からのDVや、インターネット等を利用した性犯罪などは、被害女性の低年齢化が問題となっていることから、若い世代に向けた予防・啓発を推進していく必要があります。また、LGBTをはじめとする性的少数者といわれる方々の差別や偏見の防止に取り組み、すべての人が安心して暮らせるまちを目指し、多様な性のあり方を理解、尊重する社会づくりに努めます。

今後は実務担当者の資質向上、被害女性の保護・自立支援機能の充実に取り組み、関係機関との連携を強化しながら女性に対する暴力の根絶と併せて、被害者も加害者も出さないための社会基盤の構築を図ります。

また女性には生涯を通じ、男性とは異なる健康上の課題があるため、女性のライフサイクルに合わせた心と体の健康づくりについても支援していきます。

施策の展開（10）配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

【門川町DV防止基本計画】

DV、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力は決して許されないものであるとの社会的認識を醸成するため広報・啓発活動を推進します。

また配偶者等からの暴力（DV）を許さない社会的気運の醸成を図るとともに、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護・自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

一方、職場などにおいてセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組も進むよう啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発及び取締りの強化・被害者の保護対策を推進します。

| 具体的施策 |
|--|
| 暴力の防止に向け、地域において男女の人権尊重に基づく地域生活を促進するために各種団体等と連携した啓発に努めます。 |
| 相談しやすい窓口となるよう環境整備を図るとともに、相談者の心情に配慮した適切な対応を心がけ、相談を受ける職員の知識及び意識の向上に取り組み、各関係機関との連携体制の強化を図ります。 |
| 中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に関する広報・啓発を進めます。 |
| 被害者の一時避難のため、各支援関係機関と連携・協力し、被害者の安全確保に努めます。 |
| DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの対策推進を図るための相談窓口情報提供を行います。 |

施策の展開（11）生涯を通じた女性の健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

| 具体的施策 |
|------------------------------------|
| 妊婦健診、赤ちゃん訪問、乳児健診などによる母子の健康支援を行います。 |
| 女性が受けやすい検診体制の充実を図ります。 |
| 働く世代が参加しやすい健康講座を実施します。 |
| 各種講座において、女性の健康に関する研修等を実施します。 |

用語の説明

※1 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性のはじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方が決まっているという考え方。

※2 ワークライフバランス（仕事と生活の調和）

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

※3 キャリア教育

個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育のこと。

※4 L G B T

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

※5 ファミリー・サポート・センター

子育てを手助けしてほしい人と応援したい人が会員となり、保育所等への送迎や託児などを有償で行う相互援助組織。

※6 放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供する事業。（開設場所：中央公民館、五十鈴小学校、旧門川幼稚園、草川保育園）

※7 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる身体的、性的、心理的な暴力のこと。

※8 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。

参考資料

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定

し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこ

れに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対す

る差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関

する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

○門川町男女共同参画推進条例

(令和2年3月10日条例第3号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「施策」という。）について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に居住する者又は滞在する者（通勤、通学等で滞在する者をいう。）及び町内に活動拠点を置く団体等に所属する者をいう。
- (3) 事業者 町内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシャル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動）

(4) 多様な性のあり方を理由とする権利侵害

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第9条 町長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映させるために必要な措

置を講ずるとともに男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(事業者及び町民の理解を深めるための措置)

第10条 町は、広報活動及び啓発活動を通じて、基本理念に関する事業者及び町民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第11条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第12条 町は、農山漁村をはじめとする地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(事業者及び町民の活動に対する支援)

第13条 町は、事業者及び町民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の申出への対応)

第14条 町長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、町民からの相談等の申出があった場合は、関係機関と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

[第8条各号]

2 町長は、町が実施する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、事業者又は町民から苦情の申出があった場合は、これを適切に対応するよう努めるものとする。

3 町長は、前項の申出を処理するにあたって、必要と認めるときは、男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

第15条 町は、男女共同参画を推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第16条 町長は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(推進体制の整備等)

第17条 町は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における男女の数の均衡)

第18条 町は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあつては、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

第3章 門川町男女共同参画審議会

(設置等)

第19条 町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議・推進させるため、門川町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 第14条第3項の規定による苦情の申出の処理に関すること。

[第14条第3項]

- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。
- 2 審議会は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、町長が委嘱する委員10人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○門川町男女共同参画審議会要綱

(令和2年3月13日訓令第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、門川町男女共同参画推進条例(令和2年門川町条例第3号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき門川町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬・費用弁償)

第6条 委員等の報酬、費用弁償の額は、門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）に基づく。

(事務)

第7条 審議会の事務は、男女共同参画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

門川町男女共同参画審議会名簿

(敬称略)

| | 所 属 団 体 等 | 氏 名 |
|----|-------------------|--------|
| 1 | 議会代表 | 森 誠一 |
| 2 | 行政相談員 | 弓削 美穂子 |
| 3 | 門川町婦人団体連絡協議会 | 黒木 由美子 |
| 4 | 門川町地区会長・自治公民館長連合会 | 児玉 弘 |
| 5 | 門川町PTA協議会 | 松村 泰広 |
| 6 | 門川町民生委員児童委員協議会 | 菊地 廣美 |
| 7 | 門川町ボランティア連絡協議会 | 濱田 繁 |
| 8 | 門川町男女共同参画地域推進員 | 峯 久美子 |
| 9 | 校長会 | 山内 昭弘 |
| 10 | 事業所代表 | 松澤 芙美 |

第2次かどがわ男女共同参画基本計画(改訂版)

令和4年2月策定 門川町 

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1-1

TEL(0982)63-1140・FAX(0982)63-1356

ホームページ <http://www.town.kadogawa.lg.jp/>